

別表1 分析方法等

1 公共用水域

区分	項目	河川	海域	備考
		分析方法	分析方法	
生活環境項目	pH	告示第59号に基づく方法 (規格12.1又はガラス電極法)	同左	
	BOD	告示第59号に基づく方法 (規格21)	—	
	COD	告示第59号に基づく方法 (規格17)	同左	
	SS	規格14.1又は 告示第59号に基づく方法(附表8)	—	
	DO	告示第59号に基づく方法 (規格32又は隔膜電極法)	同左	
	大腸菌群数	BGLB培地によるMPN法	同左	
	n-ヘキサン抽出質	規格24.4又は 告示第59号に基づく方法(附表10)	同左	
	全窒素	告示第59号に準じる方法 (規格45.2、45.3又は45.4)	同左 (規格45.4)	
	全リン	告示第59号に準じる方法 (規格46.3)	同左	
	全亜鉛	告示第59号に基づく方法 (規格53又は附表9)	同左(DDTC抽出法)	
健康項目	カドミウム	告示第59号に基づく方法 (規格55)	同左(DDTC抽出法)	
	全シアン	告示第59号に基づく方法 (「規格38.1.2及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」)	同左	
	鉛	告示第59号に基づく方法 (規格54)	同左(DDTC抽出法)	
	六価クロム	告示第59号に基づく方法 (規格65.2)	同左	
	砒素	告示第59号に基づく方法 (規格61.2又は61.3)	同左	
	総水銀	規格66.1又は 告示第59号に基づく方法(附表1)	同左	
	アルキル水銀	規格66.2又は 告示第59号に基づく方法(附表2)	同左	
	PCB	JIS K0093又は 告示第59号に基づく方法(附表3)	同左	
	ジクロロメタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同左	
	四塩化炭素	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同左	
	1,2-ジクロロエタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同左	
	1,1-ジクロロエチレン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同左	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同左	
	1,1,1-トリクロロエタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同左	
1,1,2-トリクロロエタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同左		

区分	項目	河川	海域	備考
		分析方法	分析方法	
健康項目	トリクロエチレン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同 左	
	テトラクロエチレン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同 左	
	1,3-ジクロロベン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同 左	
	チウラム	告示第59号に基づく方法 (付表4及び環水管第27号・環水規第21号)	同 左	
	シマジン	告示第59号に基づく方法 (付表5の第1又は第2)	同 左	
	チオベンカルブ	告示第59号に基づく方法 (付表5の第1又は第2)	同 左	
	ベンゼン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同 左	
	セレン	告示第59号に基づく方法 (規格67.2又は67.3)	同 左	
	硝酸性窒素	上水試験法VI-2 12.3又は 告示第59号に準じる方法 (規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5)	同 左	
	亜硝酸性窒素	告示第59号に準じる方法 (規格43.1)	同 左	
	ふつ素	告示第59号に基づく方法 (規格34.1又は付表6)	—	
	ほう素	規格47.2又は告示第59号に基づく方法 (規格47.1又は47.3若しくは付表7)	—	
重金属	ニッケル	規格59.2又は環境庁通知に基づく方法 (規格59.3又は付表4若しくは付表5)	—	
特殊項目	クロム	告示第64号に基づく方法 (規格65.1)	—	
	銅	告示第64号に基づく方法 (規格52.2, 52.3, 52.4又は52.5)	—	
	溶解性鉄 鉄	告示第64号に基づく方法 (規格57.2, 57.3又は57.4)	—	
	溶解性マンガン マンガン	告示第64号に基づく方法 (規格56.2, 56.3, 56.4又は56.5)	—	
	フェノール類	告示第64号に基づく方法 (規格28.1)	—	
その他の項目	アンモニア性窒素	規格42.2に準じる方法	同 左	
	無機性リン	規格46.1.1に準じる方法	同 左	
	陰イオン界面活性剤	規格30.1に基づく方法	同 左	
	濁度	上水試験法IV-1 3.3.3に基づく方法	同 左	
	電気伝導度	規格13に基づく方法	同 左	

区分	項目	河川	海域	備考
		分析方法	分析方法	
その他の項目	C1イオン	JIS K0101の32に基づく方法	同左	
	クロロフィルa	上水試験方法20.2に基づく方法	海洋環境調査法9.2.4に定める方法	
	トリハロメタン生成能	告示第30号に基づく方法	同左	
一般項目	気温	規格7.1に基づく方法	同左	
	水温	規格7.2に基づく方法	同左	
	外観	規格8に準じる方法	同左	
	臭気	規格10に準じる方法	同左	
	透視度	規格9に基づく方法	同左	
	透明度	—	海洋観測指針による方法	

注) 1 : 「JIS」とは、『日本工業規格』をいう。

2 : 「規格」とは、『日本工業規格K0102』をいう。

3 : 「告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)をいう。

4 : 「告示第64号」とは、『排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法』(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)をいう。

5 : 「告示第30号」とは、『特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則に基づく環境庁長官が定める検定方法』(平成7年6月16日環境庁告示第30号)をいう。

6 : 「環境庁通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について』(平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)をいう。

7 : 「環水管第27号・環水規第21号」とは、『環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法及び水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法について』(平成6年1月25日環水管第27号・環水規第21号環境庁水質保全局水質管理・水質規制課長連名通知)をいう。

2 地下水

区分	項目	分析方 法	備 考	
環 境 基 準 項 目	カドミウム	告示第10号に基づく方法(規格55)		
	全シアン	同 上 (「規格38.1.2及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」)		
	鉛	同 上 (規格54)		
	六価クロム	同 上 (規格65.2)		
	砒 素	同 上 (規格61.2又は61.3)		
	総水銀	同 上 (告示第59号の付表1)		
	アルキル水銀	同 上 (告示第59号の付表2)		
	P C B	同 上 (告示第59号の付表3)		
	ジクロロメタン	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	四塩化炭素	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,2-ジクロロエタン	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,1-ジクロロエチレン	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,1,1-トリクロロエタン	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,1,2-トリクロロエタン	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	トリクロロエチレン	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	テトラクロロエチレン	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,3-ジクロロプロペン	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	チウラム	同 上 (告示第59号の付表4及び環水管第27号・環水規第21号)		
	シマジン	同 上 (告示第59号の付表5の第1又は第2)		
	チオベンカルブ	同 上 (告示第59号の付表5の第1又は第2)		
	ベンゼン	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	セレン	同 上 (規格67.2又は67.3)		
	硝酸性窒素	同 上 (規格43.2.1,43.2.3又は43.2.5)		
	亜硝酸性窒素	同 上 (規格43.1)		
	ふっ素	同 上 (規格34.1又は告示第59号の付表6)		
	ほう素	同 上 (規格47.1又は47.3若しくは告示第59号の付表7)		
	要 監 視 項 目	トランス-1,2-ジクロロエチレン	環境庁通知に基づく方法(JIS K0125の5.1又は5.2)	
		ニッケル	規格59.2又は環境庁通知に基づく方法 (規格59.3又は付表4若しくは付表5)	
		アンチモン	環境庁通知に基づく方法(規格62.2又は付表6)	
そ の 他	pH	規格12.1に基づく方法		

- 注) 1 : 「JIS」とは、『日本工業規格』をいう。
 2 : 「規格」とは、『日本工業規格K0102』をいう。
 3 : 「告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』(昭和46年12月28日環水規第59号)をいう。
 4 : 「告示第10号」とは、『地下水の水質汚濁に係る環境基準について』(平成9年3月13日環境庁告示第10号)をいう。
 5 : 「環境庁通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について』(平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)をいう。
 6 : 「環水管第27号・環水規第21号」とは、『環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法及び水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法について』(平成6年1月25日環水管第27号・環水規第21号環境庁水質保全局水質管理・水質規制課長連名通知)をいう。